③　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

④　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑥　本工事は、次の(ｱ)(ｲ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

(ｱ)　東北地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）

(ｲ)　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

⑦　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

⑨　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑩　本工事は、週休２日を推進するため４週８休以上の現場閉庁を実施する試行工事である。

⑪　本工事は、情報共有システムを利用した文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行う工事である。

⑫　本工事は、ＩＣＴ建築土工を活用した施工に取り組む「ＩＣＴ建築土工」の試行工事である。

⑬　本工事は、工事の施工段階でＢＩＭモデルを活用する「施工ＢＩＭ」の試行工事である。

(9)　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

(10)　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　平成17年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、①(ｱ)から(ｳ)については、同一建物の施工実績とする。

①　下記の建物の新営（新築又は増築）工事

(ｱ)　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

(ｲ)　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　いずれの場合も当該構造が地上４階以上

(ｳ)　建物規模　延べ面積4,500㎡以上

②　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか１社が、上記①及び②の要件を満たしていること。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。また、(ｱ)(a)から(c)については、同一建物の施工経験とする。

(ｱ)　下記の建物の新営（新築又は増築）工事

(a)　建物用途　下記以外の建物
独立住宅、集合住宅（寮・宿舎を含む。）、倉庫、車庫、工場及び体育館の類

(b)　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　いずれの場合も当該構造が地上４階以上

(c)　建物規模　延べ面積4,500㎡以上

(ｲ)　当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(ｲ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。